

③-2.



愛知教育大学 留学生ガイダンス

(Guidance for International Students of AUE)

(正規学生・研究生・科目等履修生)

(For Undergraduate Students, Graduate Students and Research Students)

1. 在籍確認

Enrollment Confirmation

- ・愛知教育大学にいる外国人留学生全員が対象です。
- ・毎月1日～5日（大型連休を除く）に必ず国際交流センターに来て、在籍確認を行ってください。（在籍確認では、勉強を頑張っているか、授業料を支払ったか、アルバイトの状況などを聞きます）
※在籍確認をしっかりとしないと、以下のことができない場合があります。
 - また、何度も繰り返すようであれば、指導教員にも連絡します。
 - ・在留期間更新（3.）の許可
 - ・在留資格変更（4.）の許可
 - ・奨学金を申請するときの推薦

All international students are required to confirm your enrollment every month. Please come to the International Center at the beginning of the month (Basically by 5th, except long holidays) and sign the enrollment confirmation sheet.

- ・ If you cannot come to the center by the designated date, please inform us in advance.
- ・ If you do not inform us in advance or sign in time, we could not help you to extend your visa and recommend you obtaining the scholarship.
- ・ We will also report to your adviser.

In addition, feel free to consult us anytime if you have any concerns or problems about your life in Japan.

2. 在留カード・国民年金・国民健康保険

Residence Card ・ Japanese National Health Insurance ・ National Pension System

(1) 在留カード Residence Card

在留カードはいつも持っていてください。

Residence Card is an official ID card. Please carry the card with you at all times.

【カードの登録内容が変わったら…】

○住所 ⇒ 新しい住所となる市区町村の市役所などの窓口に届け出てください。

持ち物：①在留カード

○それ以外(氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域) ⇒ 名古屋出入国管理局に届け出てください。

持ち物：①在留カード記載事項変更届出書
(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00009.html),

②在留カード, ③パスポート, ④写真

If you changed the address, please go to the city hall to register officially as soon as possible.

If you changed your name, date of birth, sex, nationality etc., you need to go Nagoya Immigration Bureau to register.

(2) 国民健康保険 Japanese National Health Insurance

在留資格が「留学」の外国人留学生は、必ず国民健康保険に加入してください。

※加入には保険料の支払いが必要ですが、病院で支払うお金の負担が30%になります。

(全額を負担すると、とても高くなってしまいます)

問合せ：刈谷市在住の場合、刈谷市役所国保年金課 国民健康保険係 (Tel: 0566-62-1206)

ほかの市町村在住の場合、各市町村の国民健康保険の担当部署まで

International students are required to join the Japanese National Health Insurance Program and pay a monthly premium. About 70 % of the medical costs are normally covered by this Insurance.

As you may know, the medical expense in Japan is quite expensive, so make sure to obtain this Insurance and pay the bill.

(3) 国民年金 National Pension System

20歳以上の外国人留学生は、全員加入する必要があります。

毎月掛金を支払わなければなりません。外国人留学生本人に一定の所得がない場合は、「免除申請」を行うことができます。もし請求書が届きましたら、国際交流センターに持って来てください。

問合せ：刈谷市在住の場合、刈谷市役所国保年金課 国民年金係 (Tel: 0566-62-1011)

ほかの市町村在住の場合、各市町村の国民年金の担当部署まで

International students aged 20 years old or over need to enroll in the Japanese National Pension System. The payment of the monthly premium can be exempted for students whose income is less than the prescribed amount. If you get the documents which ask you to pay, please bring them to the center.

3. 在留期間の更新

Extension of your period of stay

(1) 在留期間が切れる 2か月前までに 下記の書類を国際交流センターに提出してください。

※申請は在留期間が切れる 3か月前から できますので、余裕をもって提出してください。

(2) 国際交流センターから書類を受け取り、自分で名古屋出入国管理局に行き申請してください。

※提出から返却まで 1週間 はかかります。

(3) 更新後、必ず パスポート・在留カードを国際交流センターに提出してください。

在留期間更新許可申請に必要な書類

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から 3か月以内 のものを提出してください。

* これ以外の書類の提出を、大学・出入国管理局から求められることがあるので、できるだけ早めに申請してください。

	正規生 (大学院生・学部生・科目等履修生)	非正規生 (研究生)	備考
1. 在留期間更新許可申請書	○	○	大学提出後、出入 国管理局に提出 する書類
2. パスポート原本とコピー	○	○	
3. 在留カード原本とコピー	○	○	
4. 在学証明書※	○(教務企画課)	○(センター)	
5. 日本滞在期間の通帳原本とコピー (直近1年間分)	○	○	
6. 成績証明書※	○(教務企画課)		
7. 研究内容証明書※		○(研究生のみ、 センター)	
8. 受講一覧及び研究内容	○	○	大学に提出
9. 在留期間更新許可申請に関する 所属機関等作成申請書交付願	○	○	

※は、申請から発行までに特に日数がかかる書類 *それぞれの書類の詳細は下記を確認してください。

1. 在留期間更新許可申請書

2. パスポート

原本を持って来てください。

3. 在留カード

原本を持って来てください。

4. 在学証明書

正規生(学部生, 大学院生) ⇒ 教務企画課にある機械(証明書発行機)で発行します。

非正規生(研究生, 科目等履修生) ⇒ 国際交流センターが発行します。

5. 経費支弁を証明する書類

生活費などの支弁事実を明らかにする書類を持って来てください。

Ex.) 送金証明書(本人名義の預金通帳<送金事実, 経費支弁事実が記載されたもの>のコピー等)

6. 成績証明書(正規生のみ)

教務企画課で発行します。

7. 研究内容証明書(研究生のみ)

用紙は国際交流センターにあります。指導教員に書いてもらってください。

8. 在留期間更新許可申請に関する所属機関等作成申請書交付願

用紙は国際交流センターにあります。

9. 受講一覧及び研究内容

用紙は国際交流センターにあります。指導教員の署名が必要。

※3, 4月に在留期限が切れる人で、新しく大学院生・学部生と研究生に合格した人は必ず国際交流センターにご相談ください。

4. 在留資格の変更

Change of the Status of Residence

(1) 『留学以外』 ⇒ 『留学』

・愛知教育大学で外国人留学生として勉強する学生は、『留学』の在留資格を取得しなければなりません。在留資格が『留学』以外の人は、国際交流センターに知らせて、名古屋出入国管理局で在留資格の変更手続きを行ってください。

※『留学』の在留資格でない人は、留学生を対象とした奨学金などのサービスを受けることができない可能性があります。その都度国際交流センターにお問い合わせください。

在留資格変更許可申請に必要な書類(『留学以外』 ⇒ 『留学』)

*日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

*これ以外の書類の提出を、大学・出入国管理局から求められることがあるので、できるだけ早めに申請してください。

	正規生 (大学院生・学部生・科目等履修生)	非正規生 (研究生)	備考
1. 在留資格変更許可申請書	○(センター)	○(センター)	大学に提出後、 出入国管理局
2. パスポート原本とコピー	○	○	
3. 在留カード原本とコピー	○	○	
4. 在学証明書	○(教務企画課)	○(センター)	
5. 日本滞在期間の通帳原本とコピー (直近1年間分)	○	○(センター)	
6. 研究指導計画書		○(研究生のみ、センター)	
7. 受講一覧及び研究内容	○	○	大学に提出
8. 在留期間更新許可申請に関する 所属機関等作成申請書交付願	○	○	

1. 在留資格変更許可申請書

2. パスポート

原本を持って来てください。

3. 在留カード

原本を持って来てください。

4. 在学証明書

正規生(学部生, 大学院生) ⇒ 教務企画課にある機械(証明書発行機)で発行します。

非正規生(研究生, 科目等履修生) ⇒ 国際交流センターが発行します。

5. 経費支弁を証明する書類

生活費などの支弁事実を明らかにする書類を持って来てください。

Ex.) 送金証明書 (本人名義の預金通帳<送金事実, 経費支弁事実が記載されたもの>のコピー等)

6. 研究指導計画書(研究生のみ)

用紙は国際交流センターにあります。指導教員に書いてもらってください。

7. 受講一覧及び研究内容

用紙は国際交流センターにあります。指導教員の署名が必要。

(2) 『留学』 ⇒ 『特定活動(卒業・修了後も就職活動を続ける場合)』

- ・ 正規生(大学院生・学部生)が対象で, 非正規生はできません。
- ・ 『留学』の在留資格をもつ外国人留学生が, 卒業・修了後も日本に滞在し就職活動をする場合, 卒業・修了と同時に, 在留資格を『特定活動』に変更する必要があります。
- ・ 希望する学生は, 必ず卒業・修了する前に在学中から就職活動を行っていることを証明できる書類を持って国際交流センターに相談に来てください。

※この申請には大学からの推薦状が必要ですが, 以下の場合などは推薦状が出せません。

- ・ 卒業・修了間際になって急に就職活動を始めたとか, インターネットで企業の情報を検索しただけで, 実際に就職活動をしていることが見受けられない
- ・ 卒業, 修了後の申請
- ・ 在籍確認の状況が悪い など
- ・ 研究生等の非正規生は, 修了時に「特定活動」への在留資格変更はできません

在留資格変更許可申請に必要な書類(『留学』 ⇒ 『特別活動』)

*日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

*これ以外の書類の提出を、大学・入国管理局から求められることがあるので、できるだけ早めに申請してください。

	大学	名古屋入国管理局
1. 在留資格変更許可申請書	○	○
2. 卒業(修了)証明書(学部生)	○(教務企画課)	○
3. 修了見込証明書(大学院生)	○(教務企画課)	○
4. パスポート	○	○
5. 在留カード	○	○
6. 経費支弁を証明する書類	○	○
7. 就職活動の履歴を証明するもの	○	○

1. 在留資格変更許可申請

2. 3. 卒業(修了)見込証明書

教務企画課にある機械(証明書発行機)で発行してください。

4. パスポート

原本を持って来てください。

5. 在留カード(外国人登録証明書)

原本を持って来てください。

6. 経費支弁を証明する書類

生活費などの支弁事実を明らかにする書類を持って来てください。

Ex.) 送金証明書

本人名義の預金通帳(送金事実、経費支弁事実が記載されたもの)のコピー

7. 就職活動の履歴を証明するもの

メールでのやりとり、採用(面接)試験の結果通知書など、活動が十分証明できるものをできるだけ多く提出してください。

5. 資格外活動(アルバイト) Part-time Job

・外国人留学生在がアルバイトをする場合は、必ず「資格外活動許可」が必要です。

・本学の場合、新しく来日した(日本に来た)非正規生(研究生・科目等履修生)は、入学後3か月間はアルバイトができません。

・国費留学生(学部生、大学院生と研究生を含む)は、原則としてアルバイトをすることはできません。ただし、指導教員からの資料整理など、大学内で行う仕事で謝金が支払われるものがありますが、これらについては、認めて(みとめて)います。

Basically, in order to concentrate on your study, research students and credited auditors are not allowed to do part-time jobs for the first 3 months after your admission.

Basically, MEXT Scholarship students (including undergraduate students, graduate students and research students) are not allowed to do a part-time job outside university, because your purpose here is to study at AUE.

However, you may be allowed to do certain kinds of part-time jobs on campus, such as Teaching Assistant. If you intend to do such kinds of on-campus part-time jobs, please consult us in advance.

(1) アルバイト先を決めます。

指導教員とよく相談してください。

(2) 次の書類を国際交流センターに提出してください。

a) 資格外活動許可申請書

b) 受講一覧及び研究内容

用紙は国際交流センターにあります。指導教員の署名が必要。

c) パスポート

原本を持って来てください。

d) 在留カード(外国人登録証明書)

原本を持って来てください

(3) 国際交流センターから書類を受け取り、名古屋出入国管理局に申請してください。

(書類ができるまで1週間以上かかることがあります)

○許可されると、パスポートに「資格外活動許可証印シール」が貼られます。

在留カードには、「資格外活動許可欄」に許可内容が記入されます。

(4) 国際交流センターにパスポートと在留カードを提出してください。

====注意事項=====

* 資格外活動許可を受けないでアルバイトをすると、退学処分・国外退去になることがあります。

* 以下の場合などは資格外活動許可申請を許可しません。

- ・ 在籍確認の状況が悪い
- ・ 成績が悪い
- ・ 授業料を滞納している など

* アルバイトをすることができる時間数は、以下のとおりです。

この時間を超えてアルバイトをしていた場合も、退学処分になることがあります。

- ・ 1週間に28時間まで

(学則に定められた夏期・冬期・春期休暇中は1日8時間まで)

* 風俗営業または風俗関連営業が行われている場所でのアルバイトは禁止です。

(パチンコ屋、マージャン店、ダンスホール、バー・キャバレー等お客さんに同席してサービスするような仕事など)

* 休学中は、アルバイトをしてはいけません。

* 資格外活動許可の有効期限は、在留期限までです。

在留期間更新の際に同時に「資格外活動許可」の再申請も忘れずに行ってください。

* アルバイトを変更したら、必ず国際交流センターに連絡してください。

6. 一時出国 Temporary Leave from Japan

・外国人留学生が一時帰国する、外国へ行くときは必ず次の手続きをしてください。

※一時出国する際は、必ず在留カード(外国人登録証明書)を持って行ってください。

(1)国際交流センターで「一時出国届」をもらってください。

(2)指導教員に署名をしてもらい、許可を得てください。

(3)指導教員の署名がある書類を国際交流センターに提出してください。

If you leave Japan temporary, please make sure to submit the “Notice of Temporary Leave” with the signature of your adviser to the Center for International Exchange before your departure.

You are also advised to carry your residence card with you when leaving Japan temporarily.

7. 休学 Temporary Absence

・「留学」の在留資格を持っている外国人留学生が、正当な理由もなく、留学生としての活動(大学の勉強や研究)を3か月以上行わないと、在留資格が取り消される対象になります。

・休学する場合は、教務企画課へ届け出る前に、必ず国際交流センターに相談してください。

※1 経済的理由での休学は、正当な理由に当たりません。

※2 もし経済的理由で休学するのならば、日本に滞在することはできません。

※3 休学中のアルバイトは禁止です。

8. 出入国管理局への届け出

・氏名や国籍などの変更

在留カード / 外国人登録証明書・国民年金・国民健康保険を参照してください。

・活動機関に関する届出

2012年7月9日以降に上陸許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可を受けた外国籍の人は、卒業、修了や退学等により大学から学籍がなくなる場合、または、他の大学に転学、進学する場合は、14日以内に出入国在留管理局に届出が必要です。ただし、卒業・修了等後、すぐに帰国する場合には、空港の出国審査時に在留カードを返納すれば、この手続きをする必要はありません。

＜必要書類＞

1. 卒業・修了、退学、除籍の場合（活動機関からの離脱）

(1) 活動機関に関する届出（離脱）

(2) 在留カード

2. 他の大学等に転学・入学した場合（活動機関からの移籍）

(1) 活動機関に関する届出（移籍）

(2) 在留カード

※活動機関からの離脱と新たな活動機関への移籍の届出を同時に行うときは「活動機関に関する届出（「離脱」と「移籍」）」（複数届出）を使用すると便利です。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930002913.pdf>

≪届出方法≫

1. 窓口に持参する場合

最寄りの出入国在留管理局の窓口に持参してください。

出入国在留管理庁 HP：組織・機構

<http://www.moj.go.jp/isa/about/organization/organization.html>

2. 郵送による場合

在留カード（表裏）のコピーを同封の上、下記の住所に送付してください。また、封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載してください。

（郵送先）〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局 在留管理情報部門届出受付担当

3. インターネットによる場合

出入国在留管理庁電子届出システム（出入国在留管理庁 HP）

<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01S/NAA01STransfer>

※事前に出入国在留管理庁電子届出システムにアクセスして利用者情報登録を行う必要があります。

◇関連リンク

出入国在留管理庁 HP：所属機関等に関する届出手続

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

出入国在留管理庁 HP：組織・機構

<http://www.moj.go.jp/isa/about/organization/organization.html>

9. 就職活動 **Looking for a job**

国際交流センターでは、名古屋外国人雇用サービスセンター（Nagoya Employment Service Center for Foreigners）と共同で就職ガイダンスを開催しています。日本で就職活動をする際の注意事項等をお知らせしますので、希望する学生は必ず参加してください。日時は後日、学務ネットでお知らせします

ひとりで就職活動することはとても難しいことです。愛知教育大学のキャリア支援課（教育未来館1階）や上記のセンターを是非利用してください。

====名古屋外国人雇用サービスセンターの案内=====

Nagoya Employment Service Center for Foreigners provides job consultation and employment support for international residents who wish to work in Japan.

• Address: Yamaichi Bldg.8th floor, 2-14-25, Nishiki, Naka-ku, Nagoya-shi

• Phone: 052-855-3770

- Business hours: 8 : 30 - 17 : 15 (Interpretation available 9 : 15 - 12 : 00, 13 : 00 - 17 : 15)
Language available in English, Chinese, Portuguese and Spanish
- Closed on Saturdays, Sundays, Public holidays, New Year's holiday
- Necessary items for registration : Residence card, Passport (Only required for "Designated Activities" holders in order to confirm your 'Certificate of Designation'), Hello Work Card (If you are registered with Hello Work)

=====

10. その他 The others

国際交流センターでは、ランチオン、International Café、社会見学（11月）、卒業生懇談会（3月）、AISIN 相撲部との交流会（6月）、インターナショナルナイト（7月）など、いろいろな交流行事を行っています。

これらは、留学生の皆さんと本学の学生や教職員、地域の方々との交流を目的に実施しています。積極的に参加してください。

We are planning to hold various activities for international students, such as luncheon, International Café, exchange with local automobile company and have the sumo experience in June, one-day excursion in November and Fare well party in March. These are excellent opportunities for you to interact with Japanese students, professors and also people in local communities. So, please actively participate in these activities.